

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 7 号
2 0 1 6 年 9 月 1 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

2016年度職場改善諸要求の申し入れ（車両所関係）

これまで標題による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、今だに職場には改善されない様々な問題が山積している。また、多くの組合員が出向先で奮闘しているが、各々の出向会社においても改善すべき多くの課題が発生している。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪修繕車両所、大阪仕業検査車両所、大阪交番検査車両所、大阪台車検査車両所、名古屋車両所に関する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

記

I. 各車両所共通の改善要求について

1. 安全・労働条件について

- (1) 各車両所における管理者による労働監視を止めること。
- (2) 事故や些細なミスに関して個人への責任追求となっている。責任追及の姿勢を改め、原因究明の対応とすること。
- (3) 事故や不具合が発生した場合、関係社員に事象を聞くことは仕方ないが、当事者でない限り時系列等報告書の強要はしないこと。
- (4) 各作業確認の「指差喚呼」が煩雑、複雑化している。「指差喚呼」を簡素化すること。
- (5) 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。また、「復帰教育」で行われる「見極め試験」に合格した社員は直ちに復帰させること。
- (6) 新入社員・転入者の見習者への指導は、確実な技術継承が必要であるため、各担務に精通した経験の長いベテラン社員とすること。
- (7) 車両係のB担務登用は就業規則48条「職制」に反していると考えるので止めること。然るに登用する根拠を明らかにすると共に、仮に登用するにしても本人の同意を得ること。
- (8) 車両所の担務、パートは固定や隔たりがないよう、全ての社員が交流や技術継承が図られるよう努力すること。
- (9) 全社員が参加出来る緊急時の避難訓練を職場毎に実施すること。
- (10) 作業のチェックシートやチェックリストが増えている。ペーパレス化に反するため社員の声を聞き、簡素化すること。

- (11) 本人の意思を無視したプロジェクトへの参加及び個人業研を強要しないこと。
- (12) 会社の責任において、当日の出勤の健康チェックを行うこと。また、体調不良を訴えた社員に対しては、会社の責任において医療機関に連れて行くなどの対応をすること。

2. 設備・環境について

- (1) 通勤時のスーツ・背広着用を強要しないこと。
- (2) 鳥飼基地従業員用の駐車場、バイク置き場を増設すること。
- (3) 社員の健康増進のために、資材庫及び新検修庫の屋上をキャッチボール、テニス等が出来る施設を完備すること。
- (4) 各車両所の検修庫の蛍光灯切れが放置したままであり改善すると共に、庫内の蛍光灯をLED化にすること。
- (5) 各現場に浄水器付き冷水機を増設すること。
- (6) 鳥飼車両基地の風呂の入浴規制時間をなくし、フルタイムで入浴できるようにすること。
- (7) 事務所棟6Fの風呂は、清掃終了後は直ぐに使用（シャワー）できるようにすること。
- (8) 事務所棟6Fに男性用トイレを増設すること。
- (9) 鳥飼食堂の運営に対して、社員にアンケート調査を定期的に行うこと。また、食堂前の休憩所を拡大すること。また食堂内にもTVを設置すること。
- (10) 名古屋車両所食堂の営業時間及びメニューの充実を図ること。
- (11) 混雑緩和と健康確保の観点から、鳥飼基地の庁舎階段の使用を許可すること。
- (12) 各車両所に熱中症対策として、職場にスポーツドリンクを配布すること。
- (13) 各車両所庫内のカラスの駆除について対策の効果が見られない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除対策を実施すること。また糞害を防止すること。
- (14) ワーキングルーム、現場の分煙化を徹底すること。

3. 制服・被服について

- (1) 安全チョッキ・チェック簿のバインダーを個人貸与すること。
- (2) 構内操縦担当者用にカッパ、長靴を貸与すること。
- (3) 作業で使用するカッパは汚れや傷み具合に関係なく更新（年1回）すること。
- (4) 被服貸与の見直しを行い、社員が希望する被服を貸与すること。
- (5) 作業用の吸汗性のよいアンダーシャツを貸与すること。
- (6) 半年毎に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。
- (7) 点呼時の制服は、夏季、冬季共に強制せず、作業に即した制服を認めること。

4. 勤務について

- (1) 年休抽選が1番でも発給されない状態が続いている。抽選が1番の場合は必ず発給すること。また、年休を最優先とし、年休を抑制する見習と出張はやめること。
- (2) 昇進試験の扱いは、勤務時間扱いとすること。
- (3) 始業点呼は、総点呼も含めて5分以内とすること。
- (4) 出勤遅延した社員のプライバシーに関する事情聴取及び時系列等報告書の強要をやめること。

- (5) 勤務時間外のQC、業研、勉強会を超勤扱いとすること。
- (6) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。
- (7) 自動車通勤の希望者に対して直ちに許可し、駐車許可証を発行すること。
- (8) 自動車通勤手当の通勤距離を細分化し、通勤手当額を全般的に見直すこと。
- (9) 出勤遅延防止のために目覚まし時計複数個セットの強要はやめること。また、社員が目覚まし時計を希望した場合は、貸与又は支給すること。

II. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

1. 検修員詰所、ワーキングルーム、臨修庫、研削庫について

- (1) 検修員詰所・更衣室・ワーキングルームの時計をすべて電波時計に変更すること。
- (2) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。
- (3) 仕業庫各番線に操縦担当者用の自転車を設置すること。
- (4) 臨修庫に空調設備付きの打ち合わせ詰所を設置すること。
- (5) 検修員詰所に安全靴用の下駄箱を設置すること。

III. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

1. 安全・労働条件について

- (1) 勤務指定表に発表する仕業検査担当をA班の1・2、B班の1・2のように区別して明らかにすること。
- (2) 仕業検査時のJRとSEKの作業区分を明確にすること。
- (3) SEKとの契約内容を明らかにすること。
- (4) SEK担当の修繕業務は、終了までSEKが責任を持って完了させること。
- (5) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明確にすること。

2. 仕業庫等について

- (1) 仕業線のサービスデッキ下のパイプの漏水について、早急に改善すること。
- (2) 仕業庫の床下点検通路の清掃・整備および害虫駆除を定期的を実施すること。
- (3) 仕業庫の床下点検通路の排水不良について早急に改善すること。
- (4) 仕業・申告現場作業詰所で雨漏り対策を実施すること。
- (5) 庫7番線のピットが低いため、検修車の乗り降りが困難であり危険である。ピット床面を掘って高くするか、検修車を改修するか、仕業検査対象編成を入庫させないようにすること。
- (6) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班で使用している携帯電話はカメラ機能が制限されており、カメラが使用できない状態である。現在は遠い号車（作業現場）と詰所等との連絡・打ち合わせなので写真が必要な時や写真で状況を説明する時などは一旦、詰所まで帰りデジカメを持ち出して映し、また、詰所に帰ることとなり、大変手間がかかっている。よって、携帯電話のカメラを使用できるようにすること。
- (7) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班では当直からくる作業指示書等はファックスで送られてきている。よって添付されている写真等は大変わかりにくい。また、現場詰所でパソコンで作成した写真入りの故障報告書等を当直にファックスで送るがわかりにくく、保存ができないため、結局SDガードに取り込んで持っていくという状況である。よって当直と現場詰所をファックスではなくLANケーブル

ル等でむすんで、パソコンやプリンターで写真等がきれいに送信できるようにすること。

- (8) 数年前からV C Bスイッチの誤扱いが多発している。社員への注意喚起や手順書の変更、指差確認喚呼等だけでは有効な対策になっていない。よってV C Bスイッチの色を変更、ブザーや予備等切替スイッチ等で使用しているような「カマシ(ストッパー)」をV C Bスイッチにも付けるなど車両改良し、ハード面でも対策を取ること。

IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

1. 安全・労働条件について

- (1) 現行、調査などの業務を行っている「解析班」の一部(4名程度)を「第2特修班」として要員化すること。
- (2) 長年使用していて汚損が著しい作業カバンを新しいものに更新すること。
- (3) 現場記録室の古いタイプの布張りのイスを全て新しいタイプのビニール張りのイスに取り替えること。
- (4) 各種「会社施策」の説明を「プロジェクト」担当の社員にさせているが、「施設管理権」や「作業ダイヤ」に関する事柄については管理者が責任を持って説明を行うこと。
- (5) 現在、現場詰め所の改装を行っているが、改装の日程を見直して早めに終了する工程にすること。
- (6) 庁舎3Fと4Fの間の階段の手摺りを双方向に設置すること。「手摺りを持つのがルール」だとしながら一向に改善されていない。また全ての手摺りを「抗菌仕様」とすること。
- (7) 朝の点呼で伝達する「当日の作業の指示券」等の内容について、各グループごとに担当者が集まって行う「作業前打ち合わせ」の時間を設けること。
- (8) 現在B通路に2両ごとに設置している扇風機を1両ごとに設置すること。
- (9) 「ライニング」など車両検修に必要な物品の「在庫不足」が常態化している。これは会社の言う『安全最優先』に反する状態である。適正な在庫を確保すること。
- (10) 庁舎2Fにある「組合掲示板」を3Fの食堂前通路に移設すること。
- (11) 交番検査前に発生している故障等に関して、読み出し・調査等は交番検査の時間内(140分)に行わず、修繕車両所等の対応とすること。
- (12) 2007年から9年以上に渡ってデータ取りということで社員の協力で行っている連換寸法調整については、65mm定位の固定とすること。
- (13) 消耗品やウエス等は、工具ロッカー同様各号車ごとの管理とし新たな置き場を設置すること。

V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

1. 基本要件について

- (1) 始業点呼を6F事務所棟で行うこと。
- (2) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、作業を急いで切り上げる必要があり、台検工程表からも無理な状況なのでやめること。行程白紙日で実施すること。
- (3) 輪軸・台車グループ間の交流を活発化させ技術力向上に向け努力すること。

- (4) 各作業場をブース化して冷暖房完備し、職場環境を充実すること。
- (5) 台検車内の雨漏り対策を早急に実施すること。
- (6) 車両係をB担務に指定する根拠を総合的判断とせず、本人の同意を前提に担務に指定すること。また技術継承の観点から社員の転勤は最低でも5年間は転勤させないこと。

2. 防暑・防寒対策について

- (1) 現場に詰め所を設け冷暖房の充実化を図ること。
- (2) 台車組み立て・中修上の屋根に防暑塗装を施すこと。
- (3) 台検庫内のトイレの冷暖房設備を設置すること。
- (4) 各作業場をブース化して冷暖房完備し、職場環境を充実すること。

3. 安全・労働条件について

- (1) 昼のKYT活動をやめること。
- (2) J職群の検査業務就労者の選定理由を明らかにすること。
- (3) 油脂等の庫内への運搬は、安全面からも以前のとおり外注作業とすること。
- (4) 始業点呼時間は、総点呼も含め5分以内とすること。
- (5) 各パートに棒芯制度の復活を図ること。
- (6) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。
- (7) 石油ストーブ撤去に伴い、暖房能力が低下したので、暖房機を増設されたい。
- (8) 中修検圧作業場の冷房能力を強化すること。
- (9) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。

VI. 名古屋車両所に関する改善要求について

1. 防暑・防寒対策について

- (1) 毎年、夏期になると職場では問題となるが、今年も7月、8月猛暑の日々が連日続いている。検修庫の温度が庫出入り口付近では36℃であったとしても、庫中央付近になると45℃、湿度85%（今夏の最高）と上昇している。庫内サービスデッキに、ミスト式扇風機、コンパクトクーラーを設置すること。
- (2) 現場に無料の飲料水（コーヒー、スポーツドリンク、ジュース等）機が用意されているという現業職場もある。名両所へも無料の飲料水（コーヒー、スポーツドリンク、ジュース等）を出勤の際一本支給すること。また社員数に関係なく、関連会社や乗務員も使用できる飲料機を詰所や庫内に設置すること。
- (3) 庫内の温度を下げる為の冷房設備を設置すること。冷房設備でなくても庫内の温度・湿度を下げる対策を取ること。
- (4) 冬期、現場の詰所は底冷えするほど寒く、現在のエアコンの暖房では、「霜取り」・「エラー」表示して停止状態が何時間も続き、対処できないためストーブや温風ヒーターも併用している。冷・暖房設備及び床面の暖房の強化を図ること。

2. 安全・労働条件について

- (1) 現在、名古屋車両所庁舎の（各階の部屋の使用目的、部屋数、部屋の大きさ等）案内図を作成し、庁舎の入り口付近に掲載し社員全員や来客等に明確にすること。

- (2) 2015年7月1日から走行管理の体制変更に伴い、数名増になり更衣室（ロッカー室）が許容範囲が狭くなり非常口が一方向でないと利用できない、安全面から改善すること。
- (3) 庁舎内の水道水は、特に夏期は大変にカビ臭く濁って飲料水や手洗いに適さないため、水質の改善を図ること。
- (4) 耐震工事終了に伴い出退点呼が庁舎の2Fに点呼場及び体操場が変更になったが、体操する時にはあまりにも狭く。手が天井に当たりそうになり、人と人がぶつかり合う場合もある。広い場所に変更し、労働時間内で行うようにすること。
- (5) 検修庫の老朽化（35年以上経過）に伴い2・3番線の天井から、経年劣化のため真っ黒に変色し、ボロボロになった断熱材・網状になった金属（特に、庫の天井排気ファン付近）が作業中に落下してきている。また、庫3番線8号車のパン点検通路が雨漏れにより水溜まりができ、天井の断熱材が雨水と経年劣化によりパン点検通路に落下して通路をふさぐ状態になっている。毎年、管理者に報告し管理者も確認しているが、改修工事がされない理由を明らかにすること。
- (6) JR西日本所属の車両の故障が多発しているが、交換部品の在庫も無く、その都度、JR西日本から取り寄せる状況にある。安全やサービスの低下につながり問題である。会社の見解を示すこと。
- (7) JR西日本所属の車両の故障が発生しJR西日本所属の車両所に入庫しても、継続のままで再度、名古屋車両所に入庫してくる編成が多くある。何のための入庫か、安全やサービスの低下につながり問題である。会社の見解を示すこと。

Ⅶ. 各出向会社の職場改善要求

1. SEK（新幹線エンジニアリング（株））に関する改善要求

- (1) 社員詰め所に就業規則を社員がすぐ見れるところに設置すること。
- (2) パートによって増作業が発生している。その場合は超勤作業とすること。
- (3) JR社員の各パート配置は社員の意志を十分反映すること。
- (4) 保護具（安全靴、手袋、マスク等々）の充実を図ること。
- (5) 作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。
- (6) 汚れた作業着をサービック会社に洗濯依頼できるよう契約すること。
- (7) パートによって十分な要員配置を行っていないため、年休抑制が行われることがある。適正な要員配置を明らかにし改善を図ること。
- (8) JRの増作業に伴う増作業は、全て超過勤務扱いとすること。
- (9) 軸箱洗浄機の度重なる故障に対し、抜本的対策を行うこと。
- (10) WN洗浄機の洗浄不足及び度重なる故障に対し、抜本的対策を行うこと。
- (11) 防毒マスク等、消耗品の貸与規制をやめること。
- (12) JRが行う調査等を、SEK社員に行わせないようにすること。
- (13) 熱中症対策として、スポーツドリンクを配布すること。
- (14) 作業場をブース化し、冷暖房対策の充実を図ること。
- (15) 汚損手当を新設すること。
- (16) バイクの駐輪場を事務所棟側の敷地内に設置すること。
- (17) 自動車駐車場の路面の凸凹が、激しく雨水がたまり歩けない状態となっている早急に補修すること。
- (18) 2階詰所に洗濯機を増設すること。

2. (株) 関西新幹線サービックに関する改善要求

- (1) 本人の意志を無視した休日出勤をやめること。
- (2) 時短に伴う要員増を図ること。
- (3) 勤務時間終了間近の超勤は、管理者による本人への確認のうえ行うこと。
- (4) 猛暑手当を新設すること。(庫線の温度が、毎日40度を超している。繁忙期には、連続作業が続き、体力の消耗も激しい。夜勤勤務も同様である)
- (5) 労災防止、作業性の向上のためハコ作業は、車両加圧状態で行なうこと。
- (6) 作業着は、JR社員と同様洗濯場にて洗濯できるようにすること。
- (7) 作業着、夏・冬用を最低でも5着以上増貸与を図ること。
- (8) 仕業線の猛暑対策を図ること。(特に、3番、4番線)
- (9) 作業者に対して、ドリンク(麦茶、スポーツドリンク等)の支給を図ること。
(熱中症対策で、詰め所にタブレットが用意されているが、評判はよくない)
- (10) ヘルメット用の汗取りパットを支給すること。(個人で購入しているのが現状)
- (11) 外板作業者への手当を支給すること。
- (12) 外板作業者のシャワー使用を許可すること。

以上